

警 察 庁 生活安全局長  
警 察 庁 交通局長  
総 務 省 総合通信基盤局長  
総 務 省 情報流通行政局長  
総 務 省 情報流通行政局郵政行政部長  
文部科学省 総合教育政策局長  
文部科学省 高等教育局長  
スポーツ庁 次長  
文 化 庁 次長  
厚生労働省 労働基準局長  
厚生労働省 医政局長  
厚生労働省 子ども家庭局長  
厚生労働省 社会・援護局長  
厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省 老健局長  
厚生労働省 医薬・生活衛生局長  
農林水産省 大臣官房長  
農林水産省 消費・安全局長  
農林水産省 食料産業局長  
農林水産省 生産局長  
農林水産省 経営局長  
農林水産省 農村振興局長  
農林水産省 政策統括官  
農林水産省 農林水産技術会議事務局長  
林野庁長官  
水産庁長官  
経済産業省 大臣官房長  
国土交通省 大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

殿

厚生労働省  
職業安定局長  
(公 印 省 略)

休業支援金・給付金の大型企业の非正規雇用労働者の取扱い等について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業を支援するため、雇用調整助成金の特例を講じておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金(休業手当)を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(以下「休業支援金・給付金」という。)を昨年7月に創設しました。

加えて、昨年末から新型コロナウイルスの感染が拡大し、対応が長期化する中で、大企業についても雇用維持の支援策をさらに強化する必要があることから、大企業の一定の非正規雇用労働者であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方を休業支援金・給付金の対象に加え、2月26日から申請受付を開始いたしました。

また、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方(シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。)が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長しました。

今般の対象拡大を踏まえ、休業を行った事業主及び休業支援金・給付金の対象となり得る労働者の皆様に対して周知徹底を図るため、最新の概要をまとめたパンフレットを別添1のとおり作成しました。また、改めて事業主の皆様にご協力をお願いする周知文を別添2のとおり作成しました。これらの資料については厚生労働省HPにも掲載しております。つきましては、上記の内容につきまして、貴省の所管団体等あて、周知の御協力をお願い申し上げます。

なお、各団体への周知の際の文例を別添3の通り、各団体から傘下企業、会員へ周知する際に活用いただけるよう周知文案を別添4の通り作成しております。周知に際して、併せて御活用ください。

#### 【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長補佐 戸原 智晶

係員 末廣 耕司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5138)

(直通電話) 03(3502)6771